



參考資料

参考資料

1. 食育基本法(抜粋)

(平成17年6月17日法律第63号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 食育推進基本計画等

(市町村食育推進計画)

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第4章 食育推進会議等

(市町村食育推進会議)

第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

2. 沖縄市食育推進会議条例

(平成20年3月26日条例第6号)

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、沖縄市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第18条に規定する本市の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

（関係者の出席）

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康推進室市民健康課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（沖縄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 沖縄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年沖縄市条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

3. 沖縄市食育推進会議における公募委員の募集及び選考に関する要項 (平成20年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 沖縄市食育推進会議条例第3条第2項第3号に基づき市民からの公募による委員（以下「公募委員」という。）の募集及び選考に関し、必要な事項を定める。

(公募の方法)

第2条 沖縄市のホームページ及び広報おきなわにより募集する。

(応募資格等)

第3条 沖縄市食育推進会議（以下「推進会議」という）の公募委員として応募できるのは、次の各号に該当する者とする。

- (1) 市内在住者であること。
- (2) 市の食育推進に関心があること。
- (3) 推進会議に出席できること。

2 公募委員として応募しようとする者は、沖縄市食育推進会議公募委員申込み書を市長に提出する。

(選考委員会)

第4条 公募委員を選考するため、沖縄市食育推進会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の委員は関係部局の部長で構成する。

(選考及び結果通知)

第5条 公募委員の選考は、選考委員会において次の方法によるものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 面接

2 選考委員会による選考結果は、応募者に文書で通知するものとする。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

4. 沖縄市食育推進会議委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属	役職	備考
1	崎間 敦	琉球大学グローバル教育支援機構 保健管理部門	教授	会長
2	仲地 健	中部地区医師会	担当理事	
3	中根 のぞみ	中部地区歯科医師会	理事	副会長
4	笠原 寛子	沖縄県栄養士会	副会長	
5	高江洲 恵美子	沖縄市食生活改善推進協議会	会長	
6	與儀 光二	沖縄県農業協同組合 中部地区営農振興センター	営農総合部長	
7	宮里 幸男	沖縄市料理飲食業組合	副組合長	
8	比嘉 さよ子	沖縄市婦人連合会	事務局長	
9	高江洲 実	沖縄市校務研究会		
10	奥間 由紀江	沖縄市PTA連合会	副会長	
11	上江洲 尚美	沖縄市私立保育園連盟		
12	新崎 亜子	公募		
13	中山 要美	公募		
14	森近 省吾	中部保健所健康推進班	班長	
15	上原 三千代	沖縄市健康福祉部	部長	
16	上里 幸俊	沖縄市経済文化部	部長	
17	與那嶺 剛	沖縄市教育委員会指導部	部長	

任期：平成31（2019）年9月12日まで

5. 沖縄市食育推進計画作業部会設置要項

(平成20年4月1日決裁)

(設置)

第1条 沖縄市食育推進会議条例第10条の規定に基づき、沖縄市食育推進計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 沖縄市食育推進計画素案作成に関すること。
- (2) 沖縄市食育推進計画の実施の推進に関すること。
- (3) 前2号の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 作業部会委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 教育委員会職員
- (2) 経済文化部職員
- (3) 健康福祉部健康推進室職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 作業部会委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会長及び副部会長)

第5条 作業部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定める。

2 部会長は、作業部会を総括し、作業部会における審議の経過及び結果を沖縄市食育推進会議に報告しなければならない。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 作業部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 作業部会の庶務は、健康福祉部健康推進室市民健康課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が作業部会に諮った上で別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

6. 沖縄市食育推進計画作業部会員名簿

	所 属	役 職	備 考
1	保育・幼稚園課（保育総務係）	管理栄養士	
2	〃（幼稚園係）	指導主事	
3	学校給食センター（第一調理場）	栄養士	
4	〃	調理員	
5	指導課（指導係）	指導主事	
6	農林水産課（農務係）	主事	
7	こども相談・健康課（母子保健係）	係長	
8	市民健康課（健康推進係）	係長	
9	中部保健所（健康推進班）	管理栄養士	オブザーバー

●関係課(所)長

	所 属	役 職	備 考
1	保育・幼稚園課	課長	
2	〃（幼稚園係）	主幹	
3	指導課	課長	
4	市立学校給食センター	所長	
5	農林水産課	課長	副部会長
6	こども相談・健康課	課長	
7	市民健康課	課長	部会長

7. 第3次沖縄市食育推進計画策定に向けた会議の経過

開催日	沖縄市食育推進計画会議区分	議 題
平成30年 11月14日	第1回沖縄市食育推進会議	<ul style="list-style-type: none"> • 沖縄市の食をめぐる現状と関係各課聞き取り調査状況 • 食育推進計画策定の趣旨 • 関連する上位計画の概要 • 第3次沖縄市食育推進計画骨子（案） • 今後の策定スケジュール • 事業報告
11月27日	第1回沖縄市食育推進計画作業部会	<ul style="list-style-type: none"> • 沖縄市の食をめぐる現状と関係各課聞き取り調査状況 • 食育推進計画策定の趣旨 • 関連する上位計画の概要 • 第3次沖縄市食育推進計画骨子（案） • 今後の策定スケジュール • 事業報告
12月10日	第2回沖縄市食育推進計画作業部会	<ul style="list-style-type: none"> • 第3次沖縄市食育推進計画（素案）について <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定にあたって 2. 沖縄市の食をめぐる現状 3. 食育推進の基本的な考え方 4. 食育の総合的な推進 5. 施策の展開 6. 計画の推進に向けて
12月26日	第2回沖縄市食育推進会議	<ul style="list-style-type: none"> • 第3次沖縄市食育推進計画（素案）について <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定にあたって 2. 沖縄市の食をめぐる現状 3. 食育推進の基本的な考え方 4. 食育の総合的な推進 5. 施策の展開 6. 計画の推進に向けて
平成31年 2月19日	第3回沖縄市食育推進計画作業部会	<ul style="list-style-type: none"> • パブリックコメントの募集について • 第3次沖縄市食育推進計画（最終案・概要版）について • 平成31年度の食育関連事業（案）について
2月27日	第3回沖縄市食育推進会議	<ul style="list-style-type: none"> • パブリックコメントの募集について • 第3次沖縄市食育推進計画（最終案・概要版）について • 平成31年度の食育関連事業（案）について

8. 食育に関する用語の解説

食育

一人ひとりが自らの食について考える習慣を身につけ、食に関する知識や食べ物を選択する能力を習得し、豊かな自然や食に感謝しながら、健全な食生活を実践するための力を育むこと。

食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的に平成17年6月に制定された。

食育推進基本計画

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育基本法に基づき、内閣府に設置される食育推進会議において平成18年3月に作成された計画のこと。

共食

家族が食卓を囲んで一緒に食事をとりながらコミュニケーションを図ること。

孤食

家族と暮らしていながら、親やこどもがそれぞれ違う時間に一人ひとり食事を食べる。また、一人暮らしの人が一人で食べる食事のこと。

健康寿命・平均寿命

健康寿命とは介護を受けたり病気で寝たきりにならず、自立して健康に生活できる年齢を表す言葉のこと。

平均寿命とは0歳の平均余命のこと。ある年の死亡率がこのまま変わらないと仮定した上で、その年に生まれたこどもがその後何年生きるかを推計したもの。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。

食料自給率

国内で消費される食料のうち、国内生産分の割合。日本では品目別自給率（重量による計算）、穀物自給率（重量による計算）、総合食料自給率（カロリー、金額による計算）が算出されている。

日本型食生活

昭和50年代半ば頃に実践されていた、米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた我が国独自の食生活のこと。

農林業センサス

我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに農林水産省が行う調査である。2010年には調査方法の見直しと調査項目の見直し・改善が行われ、これまで、北海道用、都道府県用、沖縄県用に分かれていた調査票が統一され、1種類の調査票になった。

地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で、「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味で使われる。

BMI（体格指数）

肥満度の判定方法の一つで、ボディ・マス・インデックスという。体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で求められる指数のこと。BMI値が18.5未満=やせ、18.5以上25未満=正常、25以上=肥満と判定する。

食生活改善推進員（ヘルスマイト）

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っており、昭和58年にコザ保健所で18名の食生活改善推進員が養成され、その活動がスタートした。平成元年には沖縄市食生活改善推進協議会を設立し、平成24年度からは男性会員の加入も認められ、平成29年度末現在で142名の推進員が所属している。

ヘルシーメニュー及び運動等の普及、幼児から成人までを含めた食育、市民健康診査の受診勧奨など様々な活動を行っており、地域の健康づくりを支える健康づくりの案内役となっている。

ヘルスサポーター

食生活改善推進員等の地域における健康づくりを進めるボランティア活動を推進するために、健康に関する専門的知識を持ち、ボランティア活動を行っている人のことをヘルスサポーターと呼び、食生活に関するイベントや食育・健康づくり事業の支援を行っている。

沖縄市けんこう応援店

受動喫煙防止対策、健康・栄養に関する情報の発信、ヘルシーオーダー対応・健康に配慮したメニュー・沖縄県産食材推進メニュー等のメニュー提供によって市民の健康づくりを応援する市内の飲食店（飲食に関わる施設）。

栄養士・管理栄養士

栄養士とは県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。管理栄養士は、厚生労働大臣の免許を受けて、病院で患者の病態に応じた栄養指導や市町村での住民への栄養指導、県での栄養行政、また給食施設の中でも特別な配慮が必要になる老人福祉施設や食数の多い給食などに従事することを業とする者をいう。

栄養教諭・学校栄養職員

栄養教諭とは児童の栄養に関する指導及び管理をつかさどる教員をいう。指導には、①児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導、②学級担任、教科担任等と連携して関連教科や特別活動等において食に関する指導を行うこと、③食に関する指導に係る全体的な計画の策定等への参画などが含まれ、管理については、①学校給食を教材として活用することを前提とした給食管理、②児童生徒の栄養状態等の把握、③食に関する社会的問題等に関する情報の把握などが含まれる。

学校栄養職員とは管理栄養士や栄養士として、給食の献立の計画や調理業務に携わる職員をいう。栄養のバランスと予算を併せて考慮した献立の作成や、給食の調理に加え調理師への調理法指導、さらに給食室や配膳環境の衛生管理も行っている。

食物アレルギー対応専用調理室

一般食と別に調理が行え、原因食品が混入しにくい安全な施設（スペース）のこと。調理作業員、設備等も配慮されている。

早寝早起き朝ごはん

朝食欠食率の高い若年層を中心に、「気持ちよくシャキッと1日をスタートさせるため、朝9時までに朝ごはんを食べましょう」と呼びかけ、朝ごはんの習慣化を広めていこうというキャンペーン。

生活習慣病

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、さらに脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。従来は成人病と呼ばれてきたが、成人であっても生活習慣の改善により予防可能で、成人でなくても発症可能性があることから、平成8年（1996年）厚生省（当時）が「生活習慣病」と改称した。

食生活指針

国民の健康の増進、生活の質（QOL）の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、文部省（当時）、厚生省（当時）及び農林水産省が連携して平成12年3月23日に策定した10項目からなる食生活に関する基本的な指針。

食事バランスガイド

食生活指針を具体的な行動に結び付けるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、望ましい食事のとり方やおよその量をわかりやすくコマ型のイラストで示したもの。栄養バランスのとれた食事をとること、適度な運動をすること、水・お茶といった水分は欠かせないものということ象徴的に表している。自分自身の食生活を見直すきっかけになるものとし、「食事」の基本を身に付けるため、より多くの方々に活用されることを目的に作成された。

食育月間・食育の日

「食育月間」は、国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため「食育推進基本計画」により定められた月間であり、毎年6月である。また、「食育の日」は毎月19日であり、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、同じく「食育推進基本計画」により定められた。

教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組みのこと。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作業について2つ以上の作業を年間2日以上の間を行うこと。

妊産婦のための食生活指針

厚生労働省により平成18年2月に発表された。お母さんの健康と赤ちゃんの健やかな発育のため、「妊娠初期（16週未満）」「中期（16～28週未満）」「末期（28週以降）と授乳期」の各期に必要な1日の食事の追加量（何をどれだけ食べれば良いのか）がわかる「妊産婦のための食事バランスガイド」が作成された。特に、適切な食生活の重要な指標として、体格に応じた妊娠期間中の望ましい体重増加の目安も示され、食事を楽しむ「ゆとり」を大切にしながら、必要に応じて食生活を見直すことを目標とした。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓に脂肪が蓄積している内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常・高血圧・高血糖といった生活習慣病の危険因子を2つ以上持っている状態をいう。糖尿病、高血圧症、脂質異常症の一手手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、心疾患や脳血管疾患といった命にかかわる病気の危険性が急激に高まる。

9. 食生活指針

(文部省決定、厚生省決定、農林水産省決定 平成28年6月一部改正)

食事を楽しみましょう。

- 毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。
- おいしい食事を、味わいながらゆっくりよく噛んで食べましょう。
- 家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。

1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。

- 朝食で、いきいきした1日を始めましょう。
- 夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。
- 飲酒はほどほどにしましょう。

適度な運動とバランスの良い食事で、適正体重の維持を。

- 普段から体重を量り、食事量に気をつけましょう。
- 普段から意識して身体を動かすようにしましょう。
- 無理な減量はやめましょう。
- 特に若年女性のやせ、高齢者の低栄養にも気をつけましょう。

主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

- 多様な食品を組み合わせましょう。
- 調理方法が偏らないようにしましょう。
- 手作りや外食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。

ごはんなどの穀類をしっかりと。

- 穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。
- 日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。

野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。

- たっぴり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。
- 牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。

食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。

- 食塩の多い食品や料理を控えめにしましょう。食塩摂取量の目標値は、男性で1日8g未滿、女性で7g未滿とされています。
- 動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。
- 栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。

日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。

- 「和食」をはじめとした日本の食文化を大切にして、日々の食生活に生かしましょう。
- 地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。
- 食材に関する知識や調理技術を身につけましょう。
- 地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法を伝えていきましょう。

食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。

- まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスを減らしましょう。
- 調理や保全を上手にして、食べ残しのない適量を心がけましょう。
- 賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。

「食」に対する理解を深め、食生活を見直してみよう。

- 子供のころから、食生活を大切にしましょう。
- 家庭や学校、地域で、食品の安全性を含めた「食」に関する知識や理解を深め、望ましい習慣を身につけましょう。
- 家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみましょう。
- 自分たちの健康目標をつくり、よりよい食生活を目指しましょう。